

平成31年度青森県農地中間管理事業推進方策

青 森 県

(公社)あおもり農林業支援センター
(農地中間管理機構)

(一社)青森県農業会議
(農業委員会ネットワーク機構)

青森県土地改良事業団体連合会

1 推進方針

県では、本県農業の持続的発展を図るため、本県農業の担い手に農地の9割を集積・集約化することを目標として、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）による農地の利用集積と有効活用を進めています。

本県における担い手への農地集積率は、機構事業が始まった平成26年度当初の43.5パーセントから平成29年度末の53.6パーセントと、年々高まっており、平成30年度の機構事業の活用実績は、前年度を上回る1,918ヘクタールとなるなど、これまでの取組の成果が現れてきています。

平成31年度は、農地中間管理事業の5年後の見直しにより、事務手続きの簡素化や期間短縮など、機構事業がより活用しやすい仕組みに改善されるとともに、地域の話し合いの場における農業委員会の役割が法令で明確化されることから、これを契機に担い手への農地の集積・集約化を一層加速させていくこととします。

このため、県、公益社団法人あおもり農林業支援センター（以下「支援センター」という。）、一般社団法人青森県農業会議（以下「県農業会議」という。）及び青森県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）の4者が連携し、以下の取組を重点的に推進します。

2 取組内容

(1) 人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いの活性化

地域の農業者の現状を記載した地図を活用しながら、人・農地プランの「実質化」に向けた地域の話し合いの活性化を図り、農地利用を担う人に関する方針など地域の合意形成を促進します。

また、県内全ての農業委員会が新制度に移行したことから、「農地利用の最適化」の業務を担う農業委員や農地利用最適化推進委員の各地域における活動強化を支援します。

- ① 農業委員、農地利用最適化推進委員の戸別訪問等による情報収集活動と情報共有
- ② 農業委員会等による地域の話し合いの活性化に向けた農業者の参加誘導
- ③ 農地利用最適化活動をフォローアップする研修会等を実施
- ④ 確実に人・農地プランを実質化するため、アンケート調査を基にした現況の地図化と農地利用を担う人に関する方針作成への積極的な関与と支援
- ⑤ 法人化の意向のある集落営農組織等への重点支援
- ⑥ 農業経営サポート事業（農業経営相談所）による話し合いへの支援と機構事業の活用促進

（２）取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開

地域によって農業経営の特徴や農地集積の状況が大きく異なることから、市町村が地域の実情を踏まえて「重点取組事項」を設定し、関係機関・団体が連携してその実践を支援します。

また、集落営農法人や大規模経営体への個別訪問による機構事業の活用の誘導や、特定農作業受委託契約から機構事業による貸借への切り替えなど、対象者や内容を絞り込んだ集中的な取組を展開します。

- ① 地域の実情を踏まえた市町村ごとの「重点取組事項」を設定
- ② 集落営農法人や大規模経営体への機構事業の活用を誘導
- ③ 重点取組期間を設定し、地域や対象者などを絞り込んだ機構事業の活用の働きかけ
- ④ 農地の受け手を認定農業者（再認定を含む）、認定新規就農者へ誘導するとともに、一定規模以上の農業者を基本構想水準到達者に位置付け
- ⑤ 農業経営の安定と消費税軽減税率制度の導入に伴う特定農作業受託者（受け手）の経理事務の負担軽減につながる機構事業を活用した利用権設定を誘導

（３）農地整備事業と農地中間管理事業の連携強化

ほ場整備実施地区や予定地区において、事業推進協議会などの話し合いの場に参画し、機構事業の活用を促進します。

また、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者の負担なしでほ場整備事業を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を要望する地域や基盤整備が遅れている地域を対象に、関係機関が連携して事業化に向けた支援を行うなど、ほ場整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進します。

- ① ほ場整備実施地区における事業推進協議会への参画と機構事業の周知
- ② 関係機関との連携による機構関連事業の推進
- ③ ほ場整備事業実施予定地区において、地域営農ビジョン等の作成を支援
- ④ 土地改良区への委託による、ほ場整備事業実施地区における農業者への周知、機構事業の貸付事務等を実施

(4) 農地中間管理機構を活用した樹園地継承の促進

本県耕地面積の約15パーセントを占める樹園地においては、高齢化や後継者不足による離農が増えている一方で、経営規模の拡大意向を持つ農業者においても労働力不足からやむを得ず現状を維持しているなど、貸借が進みにくい状況にあります。

このため、離農者の樹園地が円滑に新たな担い手に継承されず、農地が有効活用されないことが懸念されることから、公益財団法人青森県りんご協会（以下、「県りんご協会」という。）やJA等の関係機関と連携して、離農者などの農地の出し手を速やかに把握する手法を実践・検証するとともに、機構事業と担い手に対する支援策を組み合わせた樹園地の継承に取り組みます。

- ① 出し手情報の迅速な把握手法を実践・検証
- ② 県りんご協会やJA等の関係機関と連携して円滑な樹園地継承を促進

(5) 農地中間管理事業の5年後の見直しによる制度内容等の周知

機構事業の見直しにより、これまで煩雑で時間を要した事務手続きが簡素化・短縮化されてより活用しやすくなることや、機構集積協力金の制度改正などについて農業者に広く周知します。

また、農業者はもとより、農地の出し手となり得る県民の関心が高まるように継続して広報活動を実施します。

- ① 農業者への機構事業の手続き簡素化の周知徹底
- ② 中山間地域における機構集積協力金の活用促進
- ③ 県民への新聞、ラジオ、広報紙等を活用した広報活動を実施

3 推進に向けた関係機関の役割分担

関係機関の役割分担を明確化し、連携を強化するとともに、県や支援センター等が以下の関係機関・団体を訪問して、連携内容の確認や協力要請を行います。

業務内容	機関・団体		県(県民局)	農地集積	農地整備	機 構	農業 会議	県土連	市町村		農 協	改良区	りんご 協 会
	農地集積	農地整備							担当課	農委			
(1) 人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いの活性化													
①戸別訪問等による情報収集	○(○)	(○)	○	②						①			
②話し合いの場への参加誘導	○(○)	(○)	○	○					②	①	○	○	
③フォローアップ研修会の開催等	②(○)		○	①	○				○	○			
④プラン実質化に向けた関与・支援	②(②)		○	①	○				○	①	○	○	
⑤法人化への重点支援	①(①)		○	②					②	○	○		
⑥農業経営サポート事業の活用	○(②)		①						○	○			
(2) 取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開													
①重点取組事項の設定	②(②)	○(○)	②					○	①	①	○	○	
②大規模経営体等への事業活用誘導	②(②)		①	○					②	②			
③重点期間の設定と対象の重点化	①(○)		①	②	②				○	○	○	○	○
④認定農業者等への誘導	②(○)		○	○					①	○			
⑤特定農作業受託からの切替誘導	①(②)		①	②					②	②	○		
(3) 農地整備事業と農地中間管理事業の連携強化													
①事業推進協議会への参画等	○(①)	○(①)	②					②	②	②		②	
②機構関連事業の推進	○(○)	①(①)	②					②	①	○		○	
③地域営農ビジョンの作成支援	②(②)	②(①)	○					○	○	○	○	○	
④土地改良区への業務委託等	○(○)	○(②)	①					○	○	○		①	
(4) 農地中間管理機構を活用した樹園地継承の促進													
①出し手情報の迅速な把握	①(②)		②						②	②	○		○
②樹園地継承の促進	①(②)		①						②	②	○		○
(5) 県民への機構事業の周知													
①農業者への手続き簡素化の周知	①(②)		①	○					①	②	○		
②機構集積協力金の活用促進	①(①)	(○)	○	○					②	○			
③マスメディア等による広報活動	①(○)	○(○)	①	○	○				②	②	○	○	○

(注) 1 ①～②は主体的な順位 ○は積極的に協力 無印の場合でも状況に応じて協力

2 農地集積⇒構造政策課、(県民局)農業普及振興室、農地整備⇒農村整備課、(県民局)農村整備担当課。